

氏名 _____

令和2年6月23日実施 関東運輸局事前試験法令問題
(特定指定地域・東京都特別区武三交通圏)
解答用紙

I

| | | | | | | | | | |
|----|--|----|--|----|--|----|--|----|--|
| 1 | | 2 | | 3 | | 4 | | 5 | |
| 6 | | 7 | | 8 | | 9 | | 10 | |
| 11 | | 12 | | 13 | | 14 | | 15 | |
| 16 | | 17 | | 18 | | 19 | | 20 | |
| 21 | | 22 | | 23 | | 24 | | 25 | |
| 26 | | 27 | | 28 | | 29 | | 30 | |
| 31 | | 32 | | 33 | | 34 | | 35 | |
| 36 | | 37 | | 38 | | 39 | | 40 | |

II

| | | | | | | | | | |
|----|--|----|--|----|--|----|--|----|--|
| 41 | | 42 | | 43 | | 44 | | 45 | |
|----|--|----|--|----|--|----|--|----|--|

令和2年6月23日 関東運輸局事前試験法令問題
(特定指定地域・東京都特別区武三交通圏、)

- (注意事項) 1 本試験問題については、特段の指示がない限り、令和元年12月1日現在で施行されている法令等に基づくものとする。
- 2 本試験問題中「個人タクシー事業」とあるのは、「一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシー)」とする。
- 3 本試験問題中「個人タクシー事業者」とあるのは、「一般乗用旅客自動車運送事業者(1人1車制個人タクシー)」とする。
- 4 本試験問題中「タクシー」とあるのは、タクシー業務適正化特別措置法の問題を除き、「一般乗用旅客自動車運送事業用自動車」とする。

I 次の1から40までの文章で正しいものには○印を、誤っているものには×印を解答欄に記入しなさい。

1. 個人タクシー事業者がタクシー業務適正化特別措置法に違反したときは、当該事業の停止を命ぜられることがあります。
2. 一般乗用旅客自動車運送事業者が道路運送法に基づく命令に違反したときは、6月以内において期間を定めて自動車その他の輸送施設の当該事業のための使用の停止を命ぜられることがあります。
3. 一般乗用旅客自動車運送事業の標準運送約款には、個人タクシー事業者が特約に応じたときは、旅客から収受する運賃及び料金の額は、地方運輸局長から認可を受けたものでなくてもよいことが規定されています。
4. 個人タクシー事業者は、個人タクシー事業者乗務証を他人に譲り渡すことはできませんが、貸与することはよいことになっています。
5. 道路運送法の目的規定には、輸送の安全を確保し、道路運送の利用者の利益の保護及びその利便の増進を図ることが定められています。
6. 個人タクシー事業者は、天災その他の事故により、旅客が負傷(重傷)したときは、すみやかに、その旨を家族に通知しなければなりません。

7. タクシーには、非常時に灯光を発することにより他の交通に警告することができ、かつ、安全な運行を妨げないものとして、一定の基準に適合する非常信号用具を備えなければなりません。
8. 自動車の所有者は、新規登録をし自動車登録番号の通知を受けたときは、当該番号の自動車登録番号標の交付を受け、自動車に取り付けた上、封印の取付けを受けなければなりません。
9. タクシー業務適正化特別措置法の指定地域内の個人タクシー事業者のタクシーにあつては、「個人」又は個人タクシー事業者が所属する団体の名称若しくは記号を表示灯に表示するように定められています。
10. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車に応急修理のために必要な器具及び部品を備えなければ、当該事業用自動車を旅客の運送の用に供してはなりません。運送の途中において当該事業用自動車に故障が発生した場合に、これらの器具及び部品を容易に供給することができる時、又は旅客の運送を容易に継続することができる時であっても、当該事業用自動車を旅客の運送の用に供することはできません。
11. 迎車又は無線待機の状態において、タクシー運転者は「回送板」を掲出することはできません。
12. 道路運送法には、個人タクシー事業者は、旅客の運賃及び料金（旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして国土交通省令で定める料金を除く。）を定めたときは、遅滞なく、届け出なければならないことが規定されています。
13. 個人タクシー事業者は、旅客の請求に応じ運賃又は料金の額を記載した領収証を発行した場合、その発行枚数を乗務記録に記録しなければなりません。
14. 個人タクシー事業者が許可期限を更新しようとする場合、当該許可期限の満了後1か月以内に更新申請書を提出しなければなりません。
15. 道路運送法では、一般旅客自動車運送事業者は、輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならないと規定されています。

16. 一般乗用旅客自動車運送事業の事業計画には、過労の防止について、明確に定めなければなりません。
17. 個人タクシー事業者が認可を受けている運賃及び料金を変更しようとする場合の認可申請書には、変更を必要とする理由を記載しなければなりません。
18. 個人タクシー事業者は、旅客自動車運送事業等報告規則の規定により「事業報告書」を毎事業年度の経過後100日以内に、「輸送実績報告書」を毎年5月31日までに提出しなければなりません。
19. タクシーの点検整備記録簿の保存期間は、その記載の日から6ヶ月間と定められています。
20. 個人タクシー事業者は、交付を受けている個人タクシー事業者乗務証の記載事項に変更があったとしても、直ちにその訂正を受ける必要はありません。
21. 個人タクシー事業者は、氏名及び住所を明らかにした者から運輸に関する苦情の申出を受け付けた場合、一定の事項を記録し、かつ、その記録を整理して1年間保存しなければなりません。
22. 乗務記録には、休憩した場合の記録は不要です。
23. 旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者は、坂路において事業用自動車から離れるとき及び安全な運行に支障がある箇所を通過するときは、旅客を降車させなければなりません。
24. 定額運賃のうち、施設及びエリアに係る定額運賃の額は、定額運賃を定める定額運賃適用施設から他の定額運賃適用施設又は一定のエリア内への最短経路による運送に適用される通常の時間距離併用制運賃において渋滞等による時間加算を勘案した額によります。
25. 個人タクシー事業者は、タクシーを運転中に自動車が転落する事故を引き起こした場合であっても、死者又は重傷者が生じていなければ自動車事故報告書を提出する必要はありません。

26. 一般旅客自動車運送事業の運送約款には、少なくとも運賃及び料金の收受並びに一般旅客自動車運送事業者の責任に関する事項が明確に定められていなければなりません。
27. 旅客自動車運送事業運輸規則は、輸送の安全及び旅客の利便を図ることを目的としています。
28. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車内に当該事業者の氏名又は名称を掲示する必要はありません。
29. 個人タクシー事業者が、運送の申込みを受けた順序によらずに旅客を運送することができるのは、急病人を運送する場合その他正当な事由がある場合に限られています。
30. 個人タクシー事業者の自動車車庫について、その位置に変更がないものの、収容能力が5㎡大きくなりました。この場合、事業計画変更の手続きは必要ありません。
31. 「再発防止対策」は、事業用自動車に係る事故が発生した場合に記録しなければならない事項の1つです。
32. 一般乗用旅客自動車運送事業の標準運送約款には、運賃及び料金は、いかなる場合でも、運賃料金メーター器の表示額によることが規定されています。
33. 個人タクシー事業に係る料金のうち、待料金、迎車回送料金及びサービス指定予約料金以外の料金は、不当な差別的取扱いをするものではなく、かつ、旅客が利用することを困難にするおそれがないものである場合に設定できます。
34. タクシー業務適正化特別措置法の規定に基づくタクシー乗車禁止地区においては、何時であっても指定されたタクシー乗り場以外で旅客を乗車させることはできません。
35. 個人タクシー事業者の営業区域外から旅客を乗車させ、その着地が当該事業者の営業区域外である場合、当該事業者の営業区域を通過していても道路運送法違反になります。

36. 自動車の使用者は、点検整備記録簿を当該自動車に備え置き、当該自動車について定期点検整備をしたときは、遅滞なく、一定の事項を記載しなければなりません。
37. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車に係る事故が発生した場合、一定の事項を記録し、その記録を少なくとも1年間保存しなければなりません。
38. タクシーについては、旅客の運送を目的としない場合であっても、年齢、運転の経歴その他政令に定める要件を備えた者でなければ運転することはできません。
39. 個人タクシー事業者が事業計画に定めるところに従わずにその業務を行うことができるのは、天災その他やむを得ない事由がある場合に限られています。
40. 個人タクシー事業者が、公平かつ懇切な取扱いをしなければならないのは、旅客又は公衆に対してです。

II 次の条文の41から45までの（ ）内に入る正しい字句を下欄から選び、その記号を解答欄に記入しなさい。

(道路運送法)

第十三条 一般旅客自動車運送事業者（一般貸切旅客自動車運送事業者を除く。次条において同じ。）は、次の場合を除いては、運送の引受けを拒絶してはならない。

- 一 当該運送の申込みが第十一条第1項の規定により認可を受けた運送約款（標準運送約款と同一の運送約款を定めているときは、当該運送約款）によらないものであるとき。
- 二 当該運送に適する（41）がないとき。
- 三 当該運送に関し申込者から（42）を求められたとき。
- 四 当該運送が法令の規定又は公の秩序若しくは（43）に反するものであるとき。
- 五 天災その他やむを得ない事由による（44）の支障があるとき。
- 六 前各号に掲げる場合のほか、国土交通省令で定める（45）な事由があるとき。

| | | |
|---------|---------|------|
| ア 正当 | イ 運賃の割引 | ウ 設備 |
| エ 善良の風俗 | オ 運送上 | カ 環境 |
| キ 特別の負担 | ク 実務上 | ケ 特別 |
| コ 輸送の安全 | | |

令和2年6月23日実施 関東運輸局事前試験法令問題
 (特定指定地域・東京都特別区武三交通圏) 模範解答

※ この模範解答は運輸局が公式に発表したものではなく、日個連東京都営業協同組合組織維持対策室にて判断・作成したものです。運輸局の見解とは異なる場合もあり得ますので、予めご了承下さい。

なお、実物の解答用紙の様式は用紙がB4サイズ縦で横10マスの4行ですが、A4サイズだと窮屈なので従来通り5マス8行のままにしています。

I

| | | | | | | | | | |
|----|------------|----|-------------|----|------------|----|-----------|----|------------|
| 1 | ○ 特52 | 2 | ○ 運40 | 3 | × 約款1+5 | 4 | × 特施34 | 5 | ○ 運1 |
| 6 | ○ 輸19 | 7 | ○ 保安43-2 | 8 | ○ 車11 | 9 | × 特施29 | 10 | × 輸43 |
| 11 | ○ 輸50 | 12 | × 運9-3 | 13 | × 輸25 | 14 | × 期限更新 | 15 | ○ 運22 |
| 16 | × 運施4 | 17 | ○ 運施10-3 | 18 | ○ 報告2 | 19 | × 点検4 | 20 | × 特施31 |
| 21 | ○ 輸3 | 22 | × 輸25 | 23 | ○ 輸50 | 24 | × 運賃制度 | 25 | × 事故2+3 |
| 26 | ○ 運11 | 27 | ○ 輸1 | 28 | × 輸42 | 29 | ○ 運14 | 30 | × 運15他 |
| 31 | ○ 輸26-2 | 32 | × 約款5 | 33 | ○ 運賃制度 | 34 | × 特43 | 35 | ○ 運20 |
| 36 | ○ 車49 | 37 | × 輸26-2 | 38 | × 運25 | 39 | ○ 運16 | 40 | ○ 輸2 |

II

| | | | | | | | | | |
|----|---|----|---|----|---|----|---|----|---|
| 41 | ウ | 42 | キ | 43 | エ | 44 | オ | 45 | ア |
|----|---|----|---|----|---|----|---|----|---|

- 延期された3月事前試験(特別区武三交通圏受験者用)です。
- 句読点の有無だけの違いは無視し既出扱いとしています。
- 4・9・12・14・35・39・40は、既出の「事業者」の一部または全部を「個人タクシー事業者」に置き換えたものです。26は概ね新型です。